

●香川県告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和6年2月9日から同月29日まで一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 栗井観音寺線（240号）
- 3 道路の区域

| 区 間  | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考                          |
|--|-----------------|---------------|------------------------------|
| 観音寺市観音寺町字内新田甲<br>2592番7地先<br>(詳細な区間は、関係図面で<br>示す。) | 17.0~17.4       | 21            | 平成26年8月1日付け香川県告<br>示第293号の一部 |

- 4 供用開始の期日 令和6年2月10日